北海道立向陽学院

社会的養護関係施設の第三者評価事業 報 告 書

特定非営利活動法人 北海道児童福施施設サービス評価機関 2022 年 3 月 29 日

目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
В	第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)	P. 3
С	利用者調査	P. 24
D	·····································	P. 32

A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

1. 業務処理経過

【評価機関】	特定非営利活動法人	北海道児童福祉施設サービス評価機関
2021年5月	【申込み・契約】	〇社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理
		〇契約締結
7月~	【事前分析】	〇資料の事前提供及び利用者調査(アンケート調査)を依頼
2022 年 1 月		〇施設より提供資料及び利用者調査のアンケート用紙を受理
		〇事前分析・事前協議
1 月	【施設調査】	〇訪問調査
		施設見学、職員からの聞き取り、書類等確認
	【調査結果分析・	〇評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ
1月~3月	評価とりまとめ】	〇施設へのフィードバック
		〇評価結果確定
3 月	【評価結果の報告】	〇報告書提出

- 2021年5月17日付けで社会的養護関係施設第三者評価の実施について契約を締結しました。
- 12月に施設から提供資料及び利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を受領しました。提供資料及びアンケート集約結果に基づき、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施しました。
- ・ 2022年1月17日(月)~18日(火)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施しました。
- ・ 訪問調査終了後、各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定しました。
- 3月18日、評価結果について施設に説明を実施しました。

2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付け子発0330第8号、社援発0330第42号)に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました(D)資料参照)。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準(水準)は、結果をa、b、c の 3 段階評価で示しました。このうち、a は施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。b はこれに至らない、多くの施設で考えられる標準的な状態です。c はこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、c の項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。b の項目は、さらにa に向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

B 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

(特非) 北海道児童福祉施設サービス評価機関

② 評価調査者研修修了番号

北海道第0142

SK18194

SK18195

S2020004

③ 施設の情報

名称:北海道立向陽学院			l:児童自立支援施設		
代表者氏名:	黒龍 美紀	定員	員(利用人数):48名(女子のみ)		
所在地:北広	島市西の里1015番地				
TEL:		ホー	ホームページ:		
011-37	5 — 3 7 3 7	htt	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kyg		
【施設の概要]				
開設年月日	1951年4月25日				
経営法人・	経営法人・設置主体(法人名等): 北海道				
職員数	常勤職員:25名		非常勤職員:6名		
有資格	社会福祉士	6名	看護師 1	名	
日見俗 職員数	保育士	7名	管理栄養士 1	名	
臨床心理士 1		1名	栄養士 2	名	
施設・	(居室数)		(設備等)		
設備の	4寮 各寮3室		本館 (学校、職員室)、体育館、グ	ラウ	
概要			ンド、テニスコート、農地、果樹	園	

④理念·基本方針

〇理念

児童は、その権利を擁護され、健康で文化的な生活、成長、適切な教育を保障される。

職員は、共生共育する大人として存在する。ケアワークの専門性を高め、自立支援の実践と研究を推進する。

施設は、地域社会の一員として存在し、地域社会へ貢献する。また、関係機関との 連携や相互理解に努める。

〇基本方針

(1)子どもを権利行使の主体として、その人格を尊重し、合意と人とのかかわりを基本とした支援を実施する。

- (2) 安全、安心な生活環境を提供し、回復を目指した支援、ライフサイクルを見通した継続的な支援を実施する。
- (3) 学校教育との連携と協働。
- (4) 家庭、関係機関との連携。
- (5) 地域社会との連携と貢献。

④ 施設の特徴的な取組

1 定期的な作業活動

全国的に学校教育の導入により作業時間が減少する傾向があるが、土日祝の寮における作業のほか、平日も1回は作業の機会を確保し、農作業等を通して収穫の喜びを体験させている。

2 資格取得の取組

全児童を対象に珠算及び漢字検定に取り組ませ、努力することが資格の取得として結実することを体験させている。

3 児童本人を参加させるカンファレンスの実施

「応援ミーティング」という児童本人を参加させたカンファレンスを実施している。 職員と分校教員が児童の課題や長所の気づきを促し、支援目標の到達状況について児 童と共有する場としている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年5月17日(契約日) ~
	令和4年3月28日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度)	平成29年度

(7)総評

◇特に評価の高い点

1. 総合的な人事管理のもとで行われている個を大切にした取組

「新・北海道職員等人材育成基本方針」には、5項目の「求められる職員像」が明示されている。北海道として一元化された総合的な人事管理がなされている。施設を所管する部署の「保健福祉部人事基本方針」に則り、職員の質の向上に向け、コミュニケーションを大切にした丁寧な個別面接が行われている。半年ごと、期首に職員自身が担当業務の目標を設定、期末に結果を評価し、いずれも上司とその内容等を確認する面接を行っている。

2. 長年にわたる子どもを尊重した支援に関わる関係職員等の協働実績

公立の児童自立支援の貴重な施設として、歴史的経緯の社会変化に対応しなが ら、施設及び職員等の知見を蓄積し、生活に関わる職員と併設分校教員等の協働の 仕組みを「学院生活のきまり」、「寮生活の過ごし方」、「分校(本館)の過ごし方」 等としてわかりやすく示し、子どもを尊重した自立支援の実践に継続的に取り組む ことで、子どもの自己肯定感を育み、子どもの自立への意欲を高め、子どもを主体 とした協働的な支援実績を重ねている。

3. 子どもが主体的に施設生活を過ごせるような支援

児童自立支援施設として一定の「枠のある生活」の中で、子どもが主体性や自主性を身に付けることができるような支援を図っている。「権利ノート」や「学院生活の過ごし方」などの説明を入所時だけでなく学期ごとに実施し、施設の生活に関する主体的な話し合いの機会を積み重ねる中で生活への関心を深め、権利擁護の意識や規範性などを育てるように支援している。また、子どもが参加する「応援ミーティング」を定期的に開催し、施設と学校の職員から子どもの頑張っているところや良いところを伝え、課題や目標を話し合うことを通じて子どもの自信や自己肯定感を高め、意欲や主体性を持って生活を送れるように支援している。

◇改善を求められる点

1. 望まれる「中・長期計画」の策定と「運営計画(事業計画)」策定手順の整備施設が抱える幾多の課題の解決や改善には、中・長期的な視点無くして実施が困難な事案が当然にある。施設長に与えられた職掌の範囲内で「中・長期の計画」を策定する方策の検討が望まれる。現行の「運営計画(事業計画)」が「中・長期計画」を踏まえ、職員の参画のもとで策定され、評価や見直しの時期や手順を明示し、子どもや保護者への周知に配慮されたものに整備されることを期待したい。

2. 標準的な実施方法の見直しの工夫

公立組織の知見や決裁の仕組みを活かして、組織の誰もが共有化すべき内容を明示した各種の手引きやマニュアル等の文書化により支援の標準化に取り組んでいるが、定期的な見直し上の工夫を望みたい。組織内で職員個々が支援課題等を抱え込まないように、風通しの良い組織を活用した話合いの仕組みから支援等の実施方法の共通化・標準化の見直しに取り組み、標準的な実施方法のさらなる確立化を期待したい。

3. 施設の状況に合わせた規程類の見直し・整備

入所児童数が減少傾向にあり、中学生以上の在籍も減少傾向にある。進路支援や 退所後の支援に関する各種規程を定めているが、現実的には実施されていない内容 も見受けられ、見直し・整備が必要と思われる。また、被措置児童等虐待への対応 など北海道作成のマニュアル等で対処しているものがあるが、施設の状況に合わせ た独自のマニュアル等の作成が望まれる。

公立施設のため多くの職員が数年で入れ替わるので、規程類を定期的に見直し、施設の現状に合った支援のあり方を共有できるように取り組むことを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審にあたり、第三者(自己)評価を得た後の結果分析等、組織的に PDCA サイクルに基づく支援の質の向上に関する取組を実施するための体制を整備した。 今後は第三者(自己)評価を用いて通年で支援の質の向上を追求することに取り 組む。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果 (児童自立支援施設)

- ※すべての評価細目(共通評価基準 45 項目・内容評価 基準 27 項目)について、判断基準 (a・b・c の 3 段 階)に基づいた評価結果を表示する。
- ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準(45項目)

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

		第三者評価結果
I - 1 -	-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	а • 向 • с

〈コメント〉

- 〇「運営計画(事業計画)」の「II基本理念」の大項目に、「基本理念」を明示している。子どもたちには「基本目標(三つの誓い)」が掲げられている。さらに「支援指針(概要)」「運営理念」が示されている。
- ◆これまで混然としていた理念、基本方針の考え方を再整理する作業に取り掛かっている。 見やすさに配慮したホームページの改編作業も進行中である。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-	-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分	3 - 6 - 0
	析されている。	а - (б) - с

〈コメント〉

- 〇「全国児童自立支援施設協議会」や「東北・北海道地区児童自立支援施設協議会」の会議 や発信された情報によって社会福祉事業全体の動向が把握されている。
- ◆社会的養護を取り巻く環境は大きく変化し続けており、変化に対応した施設のあり方が問われている。施設を所管する部署任せではなく、直接に支援を担う当事者として、施設自らも経営環境を把握・分析するための具体的な取組がなされることに期待したい。
- 3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 a・⑥・c

〈コメント〉

○「運営計画」の「Ⅷ令和3年度の重点目標」に「⑥交替寮導入に向けた取組」が記される

とともに、「事務分掌」に新たな役割が明示されて、喫緊の施設の寮運営に関わる大きな課題に対した具体的な取組が始まっている。

◆施設が当事者意識を持って施設を所管する部署と課題を共有し、明らかになった課題の具体的な内容を職員に周知し、組織的な取組がなされる仕組みの検討が望まれる。

I-3 事業計画の策定

1	
	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて	a • b • ©
いる。	a - b - C
/_ /> />	

〈コメント〉

◆現在の「運営計画」に記されている事業をより充実するには中・長期的に取り組む必要がある内容が含まれている。施設長に与えられた職掌の範囲内で「中・長期計画」を策定し、 実施状況の評価や見直しが可能となる仕組み作りに期待したい。

5	I-3-(1)-2	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい	a • b • ©
	る。		a • b • C

〈コメント〉

◆4 が c 評価であることから c 評価となるが、単年度の事業計画である「運営計画」が策定されている。7 項目と資料からなる計画は具体的で実行可能である。実施状況の評価が可能になるように、項目の内容の検討に期待したい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a • b • ©

〈コメント〉

◆「運営計画」の策定の時期や手順について明示されたものは無く慣例的に策定、実施されている。「事務分掌」に役割を明らかにし、組織的に策定、評価、見直しができる体制の構築の検討が望まれる。

7	I-3-(2)-2	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促	a • b • ©
	している。		a - D - C

〈コメント〉

◆行事の計画は、寮ごとに子どもたちに周知されている。施設が行う支援は保護者等との協働であり、支援の当事者である子どもと共に施設を理解してもらうことは支援の大切な前提とも言える。事業計画の概要が保護者や子どもにも理解し得るように、簡潔で分かりやすい資料を作成し、「学院生活の過ごし方」を活用し、理念、基本方針と共に掲載するなどの取組に期待したい。

Ⅰ-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8	I-4-(1)-①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能	a • 🛈 • c
	している。		a•ψ•c

〈コメント〉

- 〇自己評価及び第三者評価受審がなされている。「個別処遇計画表」「評価表」「自立支援計 画表」が作成されて、組織的、計画的に内容が検討されている。
- ◆PDCA サイクルにもとづいた自己評価を行うことができる体制の構築について準備がなされている。
- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を 明確にし、計画的な改善策を実施している。 a・⑥・c

〈コメント〉

- 〇第三者評価結果は職員に文書回覧をしている。今回の自己評価の実施で明らかになった課題の解決に向けた対応が、現在新たに整備中の体制の中で試行されている。
- ◆PDCA サイクルにもとづいた自己評価を行うことができる体制の構築について準備がなされている。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I − 1 -	-(1) 施設長の責任が明確にされている。	
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理	0.0
	解を図っている。	a • 100 • c

〈コメント〉

- 〇施設長は、年4回発行の広報誌(学院通信「からまつ」)の巻頭言において、施設運営に 関する自らの考えと思いを表明している。施設長不在時等の権限委任等は、「北海道事務決 裁規定」により明示されている。
- ◆施設長は慣例的に年度当初の「職員連絡会議」において、施設運営について自らの考えを明確にしているが、会議録様式を工夫するなどして内容を書き留めることも必要と思われる。
- II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。②・b・c

〈コメント〉

〇施設長は、「北海道職員の公務員倫理に関する条例」に従って利害関係者との適正な関係 を遵守している。「全国児童自立支援施設協議会」「東北・北海道地区児童自立支援施設協議 会」に出席して法令遵守について研修している。法令や制度等の改正について、月に1度開 催の「職員連絡会議」で職員に周知が図られている。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

| I - 1 - (2) - ① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発 | ②・b・c

揮している。

〈コメント〉

〇施設長は、日々の「寮日誌」「本館の記録」や「個別処遇計画表」「評価表」「自立支援計画表」によって支援の現状を把握している。「個別処遇検討会議」「成績会議」「ケースカンファレンス」に自らも参加し、発言をしている。「全国児童自立支援施設協議会」が開く研修会にリモート参加するなどして、自己研鑽に励んでいる。

[13] Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を 発揮している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇施設長は、更なる質の高い支援を目指して、事務分掌に交替寮導入ための準備チームを定め、寮舎の環境整備、人員配置や職員育成等の新たな体制に必要な具体的な事柄についての 準備作業を強い指導力で推し進めている。

◆経営の改善や業務の実効性の向上には、より整備された「運営計画 (事業計画)」の策定 が必要であるとの認識から、新たな策定に向けた実施体制が準備されつつある。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-	-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	. 6
	が確立し、取組が実施されている。	a • 10 • c

〈コメント〉

- 〇「新・北海道職員等人材育成基本方針」と施設を所管する部署の「保健福祉部人事基本方針」に福祉人材に関わる基本的考え方が示されている。この方針に従って人材の確保や育成が行われている。
- ◆施設長に与えられた職掌の範囲内で、児童自立支援施設の特性に鑑みた人材の確保や育成等に関する基本方針を明確にする取組に期待したい。支援の為に必置とされている家庭支援専門相談員と個別対応職員の配置が強く望まれる。

|15| | Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

@ · b · c

〈コメント〉

〇「新・北海道職員等人材育成基本方針」に5項目の「求められる職員像」が示されている。施設を所管する部署の「保健福祉部人事基本方針」に従った人事評価制度による「人事評価記録書」が作成されるなど、北海道として一元化された総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

〈コメント〉

〇事務分掌に労務管理に関する役割を明示している。有給休暇取得状況や時間外労働データ が簿冊で管理把握されていることが確認できた。人事考課制度を活用した定期的な職員との 個別面談の機会が設けられ、コミュニケーションが大切にされている。

◆福利厚生のひとつとしての互助会制度があるが、必ずしも現場職員の声を聴く体制になっているとは言い難い現状にある。職員の疲弊が懸念される職場であり、職員の声が反映される 仕組み作りに期待したい。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

@ · b · c

〈コメント〉

〇「新・北海道職員等人材育成基本方針」に「求められる職員像」が明示されている。人事 考査制度による上期と下期の2回の個別面接において、一人ひとりの目標の設定と振り返り がなされている。中間期に面接を必要とする職員には、随時の面接機会が設けられている。

□ II - 2 - (3) - ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
□ II - 2 - (3) - ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定される。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

- ○「運営計画」の「WI令和3年度の重点目標」の「(10)職員の資質向上」に研修計画と令和 2年度の研修実績が記されている。研修計画の主なものは外部研修への派遣計画となってい る。
- ◆研修体制が「北海道職員研修計画」と「運営計画」の二重構造になっている。施設長に与えられた職掌の範囲内で児童自立支援施設の特性に配慮した研修の基本計画を策定する取組に期待したい。
- 19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

@ • b • c

〈コメント〉

〇人事考課制度にある「キャリアシート」で個々の職員の専門資格の取得状況が把握されている。新任職員には「新人職員サポーター制度」が設けられて適切な OJT が行われている。 階層別研修や能力開発研修等は「北海道職員研修計画」に従っている。研修情報はイントラネットを活用して職員に発信されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

- 〇「向陽学院実習生受入に係る要綱」と「実習のしおり」において、児童自立支援施設の特性に配慮した実習の詳細が記されている。令和2年度に保育士2名の実習実績がある。
- ◆実習指導者への教育訓練体制の整備が必要であるとの認識から、教育訓練のあり方を模索中である。保育士の専門性に配慮した実習とするために、学校側と十分に協議をして、プログラムを整備する取組に期待したい。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

第三者評価結果

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-1	運営の透明性を確保するための情報公開が行われて	a • 10 • c
	いる。		a • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

〈コメント〉

〇ホームページに理念や支援の柱となっている基本目標 (三つの誓い)、「業務概要」、学院 通信「からまつ」を載せている。児童相談所や関係機関に「業務概要」やパンフレットを配 布して施設の理解を得るように努めている。

◆ホームページ等を活用して、第三者評価結果受審状況や示された課題への対応状況、苦情・相談体制や対応状況について公開するなど、より一層の情報公開への取組に期待したい。

〈コメント〉

〇施設における事務、経理、取引等は「北海道行政組織規則」に則り「事務分掌」に明示され、職員に周知されている。施設を所管する部署や出納局の定期的な内部監査を受けて、公正で適正な経営・運営に努めている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
I I − 4 -		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a • 🛈 • c

〈コメント〉

- 〇「運営計画」重点目標「(8) 広報活動及び地域との連携強化」に地域との交流について 明文化している。子どもたちが「町内会清掃」に参加し、「小鳥の村」開村式に地域住民を 招待するなどの交流が図られている。
- ◆子どもたちが全体及び寮の集団で施設外の活動が計画的行われるように「向陽学院 院外活動実施要綱」が定められている。この要綱によって、買い物等の施設外活動の多くが定型的にならざるを得ない現状にある。
- 24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に a・⑥・c し体制を確立している。

〈コメント〉

- 〇「北海道立向陽学院 ボランティア受入要綱」が整備されて、施設におけるボランティア活動の趣旨が明示されている。ボランティア活動の事前打ち合わせにおいて、子どもたちの現況や配慮すべき事柄について丁寧に説明をしている。
- ◆児童自立支援施設への学校教育導入が叫び続けられて、平成 21 年に小中学校の分校が併設されている。分校教員の職員室と施設職員の事務室が仕切りのない隣り合わせで緊密な連携が図られている。
- Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。
 - 25 │ II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等と│ a・❻・c

の連携が適切に行われている。

〈コメント〉

〇入所している子どもの支援に必要な児童相談所や関係機関等の社会資源の情報は、「職員連絡会議」や「ケースカンファレンス」によって共有されている。措置児童相談所や併設されている小中学校分校とは随時の連絡により連携が図られている。

◆地域の関係機関と連携することなく、児童自立支援施設のみで質の高い子どもへの支援を 全うすることは困難な状況にあるといえる。アフターケア等を含めて地域の関係機関との連 携をより深めるための方策の検討に期待したい。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

@ · b · c

〈コメント〉

〇地域住民との交流を通じて、施設が所在する地域の福祉ニーズは把握されている。広大な 北海道にあって、唯一の女子の児童自立支援施設であり、遠方から来る子どもの地域状況や 福祉ニーズを措置児童相談所を通じて把握する努力がなされている。

a • b • ©

〈コメント〉

◆施設は、入所児童の出身地は極めて広域にわたる現状にあること、公立の運営であること から、事業・活動を積極的に実施することが出来ないとの認識である。児童自立支援施設は 極めて専門性の高い児童福祉施設であり、有している知見を有効活用する地域活動に取組む 方策の検討に期待したい。

評価対象皿 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の	理解を
もつための取組を行っている。	a • 60 • c

〈コメント〉

〇子どもを尊重した支援の実践として、社会的状況の変化に対応しながら施設の歴史的な変 遷を重ねて、児童自立支援の実施に取り組んでいる。

◆施設理念の実現に必要とされる標準的な実施方法を定期的に見直し、施設内研修の計画的 実施などを通じて、子どもを尊重した支援の共通理解を深める取組が期待される。

29	Ⅲ-1-(1)-② ている。	子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われ	а - (Б - с
〈コメ	ント〉		

〇子どもたちに配布する「学院生活の過ごし方」等の生活場面の説明資料に、子ども同士や 職員の対応についてのプライバシー配慮を明記している。

◆子どものプライバシーをより強く保護するために、既存マニュアル等を「プライバシーに 配慮した支援」の観点から見直すとともに、子どもや保護者等へ周知する取組が期待され る。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報 を積極的に提供している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇施設紹介の情報提供としてパンフレットのみならず施設紹介 DVD を作成し、児童相談所等の関係機関に配布して備え置き依頼に取り組んでいる。

◆ホームページを利用した施設紹介に努めているが、施設が行っている最新の支援の内容や その他の施設情報が適切に伝えられるように、定期的に見直す取組が期待される。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかり やすく説明している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇入所支援の開始等の説明時には、学年担当職員が個々の児童状況に配慮してわかりやすい 説明に努めている。

◆複数の職員が各担当の個々の子どもに説明対応を行うので、組織的に説明内容が同じ手順・内容となる共通ルール化の上に各職員の資質を活かした適正な説明・運用になることが期待される。

③2 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇「退所児童事後支援実施要綱」を策定し、退所後の支援の継続性配慮について可能な限りの 対応に努めている。

◆退所時の支援の継続性の配慮として、策定手順をもとに対応職員の経験した知識を活かしながら丁寧に退所後の相談方法等の口頭説明に努めているので、説明内容を記載した説明文書を渡す取組も期待される。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

| 33 | Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇定期的な面接調査の実施のもとに児童自立支援の充実として、子どもの参画が主体となる 「応援ミーティング」と称して職員と分校教員による子どもの自己肯定感意識や満足感等を 把握する仕組みがある。

◆現状の仕組みに、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点から 調査及び検討へと仕組みを発展させて、さらなる支援の質の向上が期待される。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能してい a・⑥・c

〈コメント〉

- 〇「苦情解決実施要綱」をもとに苦情解決の仕組みを確立している。投書箱との名称で投函 用の箱を常設し、ルビを振る工夫を行った「苦情受付票」を隣に備え置く配慮に取り組んで いる。入所時のみならず、毎学期に一度、投書箱の仕組みの例から子ども達へわかりやすい 周知に努めている。
- ◆ここ数年間の受付事例が無い状況について、要綱に従って事例が無い状況のホームページ 上の公開への取組や事例の無いことを課題として仕組みの機能性からの検討が期待される。
- 35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ど 等に周知している。 ②・b・c

〈コメント〉

〇施設の特徴として本館・学校、寮の生活空間があり子どもの自立支援に向けて関わる多種 多様な職員を相談相手として自由に選べる環境を整えている。「応援ミーティング」の仕組 みによって多職種協働的な対応から子どもが相談や意見を述べやすい環境の工夫が行われて いる。学期毎に一回、苦情・意見・願い・その他等を受ける投書箱利用の仕組みについて説 明を行い、日常的に接する本館及び寮の職員へ相談する以外のもう一つの方法としてわかり やすい周知に取り組んでいる。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に 対応している。 a・⑥・c

〈コメント〉

- 〇児童自立支援施設として子どもの生活支援、学習支援、作業支援に関わる本館及び寮の職員は、子どもの意見等の傾聴に努めながら組織的な支援に取り組んでいる。
- ◆相談や意見の対応を苦情対応の要項を準用して取り組んでいるので、苦情以外の意見や要望、提案等への対応として、説明資料の「投書箱について」等を発展させて、受付から公開までの対応手順の策定に取り組むことが期待される。
- Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。
- 37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメ 2・b・c ②・b・c

〈コメント〉

〇「ヒヤリハット(または事故発生)報告の手順について」を策定して積極的な情報収集に取り組んでいる。自立支援課長のリスクマネジメントのもとに処遇検討会議において要因分析・検討等に取り組み、子どもの安心と安全を確保した組織的な支援の質の向上に取り組んでいる。親権者等による強引な引き取り等の不当行為への対応にもマニュアルを策定して予防からの対応に取り組んでいる。

〈コメント〉

〇「感染症対策委員会設置要綱」、「感染症対策委員会運営規定」等のもとに、施設長を責任

者とした管理体制が整備されている。北海道庁の通知やリモート会議の情報をもとに予防や安全確保における研鑽を積み、面会の時間及び人数制限などの工夫等や周知に取り組んでいる。「冬季一時帰省に係る新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い」及び「まいにち体調のチェックシート」等の作成・配布等に取り組み、保護者の理解と協力を得ながら適切な予防策の徹底に努めている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

- 〇消防計画等をもとに災害発生時の体制を整備し、計画的な総合訓練と避難訓練の実施に取り組んでいる。
- ◆災害対応が法律で定められた火災発生時対応が主となっているので、災害時の積極的な対応体制の取組として、新型コロナウイルス感染対策も含めた実効性のある「事業継続計画」 (BCP) の策定に向けた検討・整備に取り組むことが期待される。

Ⅲ-2 支援の質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	
40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が 実施されている。	a • 10 • c

〈コメント〉

- 〇「児童自立に係る支援の手引き」、「入所児童等の援助指針再検討・一時帰省等にかかる対応マニュアル」など、支援の一定水準、内容を保つ標準的な実施方法の文書化が行われている。
- ◆パソコンのネットワークシステム化に伴い、標準的な実施方法のファイルが散在的になっているので、児童自立支援として統合的な文書化及び職員周知への取組が期待される。

〈コメント〉

- 〇子ども、職員及び分校教員参加による子ども達の自立支援への振り返りカンファレンス (応援ミーティング)等があり、話し合いの中で新しい支援方法の提案へつながる機会を設 けている。職員等の意見をもとにした自立支援の見直しから次年度の重点目標作成を行い組 織的な共通意識のもとに自立支援に取り組んでいる。
- ◆慣例的に標準的な実施方法の見直しとなっているので、検証・見直しの時期や手順・方法 等を標準的な実施方法の文書内に定めを明示して明確な組織的対応として取り組むことが期 待される。
- Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。
- 42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適 切に策定している。 a・⑥・c

〈コメント〉

〇自立支援課長の責任の下に子どもを担当する職員によってアセスメントから関係職種・職 員間で話し合いながら子ども一人ひとりの自立支援計画が適切に策定されている。

◆一連の PDCA 的な手順が、各職員の暗黙の了解にもとづいて行われているので、アセスメ ントの関係職種・職員の協議から、計画策定の子どもの意向把握と同意の在り方や職員の合 議等の手順について組織的な共通事項の標準化として定めることが期待される。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a • 100 • c

〈コメント〉

- 〇自立支援計画の再評価及び見直しは、所定(5 月と 11 月)の時期に滞りなく実施してい
- ◆PDCA 的なサイクルとして慣例的な所定の時期に行われているので、組織の手順として所定 の時期に子どもの意向把握・同意を得るための手順とともに、緊急に変更する場合の関係職 員への対応の仕組みについても手順として整備することが期待される。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行わ れ、職員間で共有化されている。

a • 100 • c

〈コメント〉

- 〇施設内外において管理されたパソコンのネットワークシステムと、統一した様式により子 どもの各種の情報記録が共有されている。特に子どもの日常の生活支援に関わる「寮日誌」 は紙媒体と電子媒体の2種類で作成して関係職員間の情報共有を密に行っている。
- ◆職員間で記録内容や書き方に差異が生じないように、職員育成の視点から慣例的な記録要 領の知見・知識を明示した記録要領の作成の取組が期待される。

|45| | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

@ · b · c

〈コメント〉

〇北海道立の施設運営上から子どもに関する記録管理については「北海道の公務員倫理に関 する条例」、「北海道事務決裁規程」、「北海道文書管理規程」等の各種条例・規定により厳格 に管理する体制が確立している。職員研鑽の取組として個人情報保護の制度等について定期 的な教育や研修が行われている。

内容評価基準(27項目)

※「共通評価基準評価対象皿 適切な支援の実施」の付加項目

Δ	- 1 子ともの権利擁護、最善の利益に向けた文援	
		第三者評価結果
	A-1-(1) 子どもの権利擁護	
	A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a • ©
	〈コメント〉	
	〇権利擁護の取組については、「処遇会議」等で検討する機会を設けている。』	心理療法担当
	│ 職員が毎週子どもとの面談を行ったり、「投書箱」を活用するなどにより権利値	曼害の防止や

早期発見に努めている。

◆「運営計画」や「懲戒に係る権限の濫用禁止についての運用方針」などに子どもの権利を 擁護するという姿勢が明記されているが、規程・マニュアルとしては不十分と思われ、規程 等の整備が望まれる。思想・信教の自由に関しても規程や生活のしおり等に他の権利等と合 わせて明記するなどの工夫を期待したい。

A2 A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合 にのみ適切に実施している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇子どもの行動上の問題に対する特別日課については「懲戒に係る権限の濫用禁止に関する 規定の運用(特別日課)」を定め、手続きや支援の内容等を明記し組織的に取り組んでい る。特別日課の開始・終了は「処遇会議」で検討のうえ決定している。

◆規程等の見直しを行っているが、定期的に検証することにはなっていない。行動制限が入 所している子どもの年齢層や発達の質などに応じたものになっているか、内容等について定 期的に検証する機会を設けることが望まれる。

A③ A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、 わかりやすく説明している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇入所時に「権利ノート」や被措置児童等虐待に関するリーフレットについて説明をしている。各学期の始めに自立支援課長から子どもたちに権利に関する話をしており、生活に即して理解できるように支援している。

◆生活のしおりである「学院生活の過ごし方」には施設生活で守られる子どもの権利に関する記載が乏しいので、子どもが生活の中の自他の権利について考えられるように内容を検討することを期待したい。また、職員への研修等の計画的実施が望まれる。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a • (b) • c

〈コメント〉

○会議での検討や記録等の情報共有により不適切なかかわりの防止と早期発見に努めている。子どもにはリーフレット等の資料や「健康教育」の時間を活用し、不適切なかかわりについての具体的な説明及び周知を図っている。

◆被措置児童等虐待を含む不適切なかかわりがあった場合の対応等については北海道が作成 した対応マニュアルを使用しているが、施設の状況に合わせた独自の対応マニュアル等の整 備が望まれる。

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営む ことができるよう支援している。

a • 10 • c

〈コメント〉

○施設の支援指針の一つである「生活支援」に子どもの自主性の尊重を挙げており、学院祭 の企画・実行や長期休み中の行事などは子どもたちが主体的に考えて取り組めるように支援 している。家庭的な夫婦小舎制を活かし、子どもが発達段階に応じた生活習慣や技術を習得 できるように支援している。

◆子どもたちが自主的、主体的に取り組む活動はまだ一部に限られているので、生活全般について主体的に考え取り組む機会を拡げるような支援に期待したい

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向け た支援を行っている。

@ · b · c

〈コメント〉

〇自立支援計画の他に定期的に「個別処遇計画表」と「評価表」を作成し、子どもの状態像に応じた目標や退所時期等を検討しながら退所に向けた支援を行っている。退所後の生活の 支援体制が築かれるように、児童相談所や地域の関係機関等との連携に努めており、要請が あれば要保護児童対策地域協議会に出席している。

A⑦ A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

a • 10 • c

〈コメント〉

〇児童相談所や地域の関係機関等と連携して退所後の適切な支援の継続を図っている。退所 後の通所支援が可能な子どもは地域的に限られるが、現在1名に対し月1回の通所支援を実 施している。

◆退所後の支援については「退所児童事後支援実施要綱」を定めて実施しているが、現在見直しを検討しているという。現状の訪問や通所等による支援の課題を整理し、子どもの状況等に合わせた有効な支援方法の検討に期待したい。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A® A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福 祉的アプローチを行っている。

@ · b · c

〈コメント〉

〇小集団での生活場面や学習場面等を通じて子どもと職員間の信頼関係を築くように努め、子どもが安心・安定して生活できるように支援している。寮母との買い物等の外出の機会に個別的に触れ合う時間を設けている。寮・本館・分校の各担当者間で情報共有に努めており、子どもも参加する「応援ミーティング」を開いて子どもの自己肯定感を高められるように取り組んでいる。

A 9 A - 2 - (1) - ② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

a • 100 • c

〈コメント〉

〇学期ごとに「学院生活の過ごし方」を用いて施設生活のルール等について説明し、子ども たちと話し合う機会を設けている。町内会の清掃活動への参加を継続するなど、コロナ禍で 制約がある中でも地域社会との交流の機会を設けるように努めている。

◆子どもが主体的に余暇活動を行うまでには至っていないという認識がある。子どもの主体 性、自主性を伸ばす支援の一環として検討が望まれる。 A⑪ A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行って いる。 **②・b・c**

〈コメント〉

〇児童精神科の嘱託医や心理療法担当職員などとの面談の中で、入所理由等を再確認させる機会を設けており、自己理解を深められるように支援している。子どもが参加する「応援ミーティング」を定期的に開催し、子どもの課題や目標、頑張っているところを話し合い、自己肯定感などを高められるように取り組んでいる。行動上の問題等がある場合は「ケース会議」で対応を検討している。

A-2-(2) 食生活

A① A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。

@ • b • c

〈コメント〉

○家庭的な夫婦小舎制を活かし、日々の生活の中で食習慣を適切に習得できるように支援している。調理は業者に委託しているが、寮舎の台所で炊飯や温めなおしをして美味しく食べられるように配慮している。長期の休み中などには調理実習を実施し、食材の買い物も行っている。食品の製造業者などを講師に招き、栄養等の食品に関する知識が得られる機会を設けている。中卒生に対する食育の授業を栄養士が担当し、自立に向けて必要な知識や技術を身に付けられるように支援している。

A① A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおい しく楽しく食べられるよう工夫している。

〈コメント〉

○多様な食の経験が少ない子どもが多いので、好き嫌いなどには段階的に時間をかけて改善を図るように支援している。季節や各種行事に合わせた変化にとんだ献立を提供し、さまざまな食文化にふれられる機会を設けるように努めている。栄養士は献立表にコメントを加えたり、給食に同席して、食材や栄養等に関する情報提供に努めている。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A(3) A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを 着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

@ · b · c

〈コメント〉

○家庭的な夫婦小舎制を活かして衣服に関する生活習慣が適切に習得できるように支援している。衣類は寮母と一緒に外出して購入し、十分な数が確保されており、学習や作業などのさまざまな活動に応じた服装や靴等も用意されている。施設の特性から自由な服装で外出する機会は少ないが、TPOに合わせた服装ができるように支援している。

A(4) A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

○寮舎は家庭的で明るく開放的な造りになっており、職員の住居を併置して子どもが安心して生活できるように配慮している。居間にはソファを配置し、テレビや音楽、読書などを楽しめるように環境を整えている。

◆寮舎は1989年に建てられたもので、子どもの居室は構造的にも設備的にもプライバシーが守られる空間になっているとは言い難い。個室の導入や家具等による仕切りなど居室の改善に向けた検討に期待したい。

3 • b • c

〈コメント〉

〇週に2回、部活動の時間にスポーツ活動を実施している。子どもの数が減少しているため、チーム制の競技などは難しい現状があるが、子どもの希望も取り入れながらスポーツ活動を通じて社会性を伸ばせるように支援している。中卒生には外部講師による茶道の授業があり、学院祭には琴や太鼓を披露するなど文化的な活動の体験にも取り組んでいる。

A-2-(4) 健康管理

A(⑥) A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

○看護師を配置し、医療機関や学校の養護教諭と連携して子どもの健康管理に努め、子ども の心身の不調には適切に対処している。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職員に向け た感染防止対策等の学習会を実施している。

◆「感染症対策委員会運営規程」及び「食中毒等対応マニュアル」を定め、感染症・食中毒 等への対応策や体制を整えているが、施設独自の感染症対応マニュアルは作られていない。 新型コロナウイルス対応を含めたマニュアルの作成に期待したい。

A① A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。

@ · b · c

〈コメント〉

〇服薬をしている子どもが多いが、医療機関と連携して子どもが必要性を理解できるように 支援している。毎日朝・夕・就寝前などに心身の状況等を確認し、生活の中で健康管理や清 潔保持などが身に付くように支援している。施設内外の危険個所を把握し施錠等の対策を取 ると共に、作業時には作業道具の扱い方などをそのつど指導し怪我の防止に努めている。

A-2-(5) 性に関する教育

A® | A − 2 − (5) −① 性に関する教育の機会を設けている。

a • 10 • c

〈コメント〉

〇毎週実施する「健康教育」の時間に性に関する内容を取り入れており、年齢等に応じた書籍などの教材を使い正しい知識を理解できるように支援している。性被害を経験している子どもへの対応・ケアは心理療法担当職員を中心に取り組んでいる。

◆性教育のあり方について職員間で意見交換することはあるが、職員全体での学習会等は実施していない。外部講師の活用を含めて学習会等の実施について検討することを期待した

A-2-(6) 行動上の問題に対しての対応

A(9) | A-2-(6)-(1) 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが 生じないよう徹底している。

a • 10 • c

〈コメント〉

〇毎日の振り返りの時間や学期ごとの自立支援課長からの話などを通して人の嫌がることを しないなど人権に関する意識を育てるように支援している。新入所の子どもは職員が密に観 察すると共にお世話係の子どもを付けて個別支援を図っている。子ども同士の関係性の変化 などは職員間で情報共有し、適切な対応に努めている。

◆子どもの粗暴行為などへの対応は「緊急対応マニュアル」に定めているが、子ども間の暴力やいじめに関する対応マニュアルとしては不十分と思われる。加害・被害双方の子どもへの支援などを含めたマニュアル等の検討に期待したい。

 $A^{(0)} \mid A-2-(6)-2$ 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

@ · b · c

〈コメント〉

○「入所受け入れ会議」などで子どもの特性等について情報を共有し、適切な対応を図っている。「ケース会議」には施設と学校の職員の他に必要に応じて児童精神科の嘱託医も参加し、要因等を多角的に検証したうえで適切な対応を検討している。「緊急対応マニュアル」や「児童の性的逸脱問題への対応要領」を定め、無断外出、粗暴行為、性的問題等に対する組織的な対応を明記している。

A-2-(7) 心理的ケア

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇心理療法担当職員が日常的な心理面接や心理検査を実施し、必要な心理的支援を実施している。日々の記録システムへの記載や3ヶ月ごとに作成する「評価表」への記載によって子どもの心理面の状況や課題等を職員間で共有することができ、日常生活の中でも心理的な支援が行われるように図っている。児童精神科の嘱託医から診察やケース会議などで支援を受けられる体制ができている。

◆現在は任意参加の学習会を職員研修として計画的に実施することが望まれる。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

A ② A − 2 − (8) −① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

@ · b · c

〈コメント〉

〇施設と分校が職員室を共有しており、朝・夕の施設職員の引継ぎを一緒に聞いたり、子どもの様子を毎日データで引き継ぐなど学校と施設間での確実な情報伝達が図られている。チームティーチングとして施設職員が授業に参加する他に、合同の作業活動の実施、「ケース会議」や「応援ミーティング」への分校教員の参加などあらゆる面で緊密な連携を図っている。必要に応じて、退所後に通う学校などへの訪問を分校教員と一緒に行っている。

A ② A − 2 − (8) −② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習 支援を行っている。

a • 10 • c

〈コメント〉

○分校と緊密に連携し、個々の子どもの学力に応じた学習支援に努めている。寮の日課に学習時間を設定し学習習慣が定着するように支援している。中卒生で就職を希望する子どもには、ワープロや珠算・電卓の実務検定試験を受ける機会を設けている。

- ◆施設の特性から学習塾などの社会資源の活用は難しい。
- A② A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

a • 🛈 • c

〈コメント〉

〇作業支援を学校と共同で取り組んでいる。年間計画に基づく農作業や環境整備作業を実施 し社会性や協調性、根気強さなどを伸ばせるように支援している。中卒生にはソーシャルス キルトレーニングの時間を毎週設けている。

◆職場実習に関する取組を含む「中学卒業児童就職実務プログラム実施要項」を定めているが、最近は就職を希望する子どもがいないので職場実習等は実施していない。就職を前提としなくてもボランティアなど何らかの社会経験を積む機会を持たせることについて検討を期待したい。

a • 100 • c

〈コメント〉

○主に中卒後の進路選択に向けて早い時期から児童相談所、分校、保護者等と協議を重ね、 必要な情報等を共有している。家庭状況等で選択肢が限られる場合も多いが、進路に関して 子どもと十分に話し合いながら支援している。

◆中卒生に対し進路に応じた各種の「プログラム実施要項」を定めて支援しているが、ほぼ 全員が高校等へ進学する現状を踏まえた要項の見直し、充実が望まれる。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

A 個 A - 2 - (9) - ① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a • 10 • c

〈コメント〉

○家族への連絡や対応は主に寮担当職員が行っており、子どもの様子や行事予定等を伝え保護者等との信頼関係を築きながら親子関係の改善に向けた働きかけに努めている。面会、外出、一時帰省などは児童相談所と協議しており、目的などを子どもや保護者等と確認して実施している。

◆家庭環境の調整は施設の重要な任務であるが、家族支援に関する取組は十分でないという 現状認識がある。家族支援の専任相談職員を配置し、他職種との連携による組織的な取組と なることを期待したい。

A-2-(10) 通所による支援

A ② | A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。

a • b

〈コメント〉

地域の子どもに対する通所による支援は行っていないので、評価外とする。

C 利用者調査

I 利用者調査 (アンケート調査) について

1. 社会的養護関係施設においては、利用者調査の実施を必ず実施するものとされています。その方法については、全国的な活動水準が求められますので、全国推進組織と定められている全国社会福祉協議会の示す利用者調査の実施方法と利用者調査の様式に準じて実施しました。なお、全国社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hyouka.net/social4/)に、利用者調査の実施方法及び利用者調査の様式例が公開されています。

非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関の利用者調査様式一式は、「IV 利用者調査様式」に掲載しました。

2. 利用者調査の概要

- (1) アンケート調査期間 2021年12月9日(木)
- (2)回収数

8通 / 小学校4年生以上 8人

(3) 利用者調査は、子どもがどのように感じているかを施設が把握することが目的のため、評価機関の見解を入れずに、アンケート結果の集約に留めてそのまま「Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約」に記載しました。

Ⅱ 利用者調査の実施方法

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行う ことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

3. 調査対象

調査対象は、小学校4年生以上の入所児童の全数とします。ただし、実態に即し、無理のな

い範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子どもが回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ提出します。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。 自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、 集約したものを施設に示します。

Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約(北海道立向陽学院)

問 1 在院期間?

ア 半年以内	イ 半年から1年以内	ウ 1年から2年以内	エ 2年以上	計
3 (37. 5%)	2 (25. 0%)	3 (37. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
3 (37. 5%)	0 (0%)	4 (50. 0%)	1 (12. 5%)	8 (100%)

自由意見

ウ・ わからないです。

無回答・ ふつう

問3 食事の時間は楽しみですか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
4 (50. 0%)	1 (12. 5%)	3 (37. 5%)	(0%)	8 (100%)

自由意見

ア・ ごはんが、大好きだから、ふつうにしてほしい

イ・ 残してはいけない。時間内に食べないといけないという事がすごくキツい。

ウ・ 私は好き嫌いがすごくて、何がでてもあまり好きではないからです。

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
3 (37. 5%)	2 (25. 0%)	3 (37. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

ウ・ どうやって書けばいいかわからないけど、少し感じます。

・ 「大切にされている」のはどういうのか、わからないです。

問5 施設の大人の人たちは、この施設の決まりや約束ごとを、わかりやすく教えてくれますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
6 (75. 0%)	0 (0%)	1 (12. 5%)	1 (12. 5%)	8 (100%)

自由意見

無回答・ ふつう

問 6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
7 (87. 5%)	0 (0%)	1 (12. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

ア ・ いつも優しくて私のために色々してくれる。

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
5 (62. 5%)	0 (0%)	3 (37. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

- ア ・ でもたまに どっちなんだろう? (ほめてるのかな) と思うことがあります。(素直にうけとめてもいいのか、わからない)
 - 沢山ほめてくれる。そして、続けようと思う。
- ウ・ できてあたり前のことだからだと思います。

問8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来(学校 や仕事)について話を聞いてくれますか?

ア	はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
6 (7	5. 0%)	0 (0%)	2 (25. 0%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

ア・話は聞いてくれているけど、自分から、話すことはむずかしくて、話せません。

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
2 (25. 0%)	3 (37. 5%)	3 (37. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

- ア・でも、話しにくい先生の方が多いです。
- イ・ だれひとりいない
- ウ ・ 少しはいます。でも、話せることと話せないことがあります。
 - 1人の人でも、話やすいことと、話しにくいことがあって全てを話せない。

問 10 ここでのくらしは、あなたのプライバシー(人に知られたくないことや自分の居場所) は守られていますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
7 (87. 5%)	0 (0%)	1 (12. 5%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

ウ ・ わからないです。

問 11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人にも話すことができることを知っていますか?

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
3 (37. 5%)	1 (12. 5%)	4 (50. 0%)	0 (0%)	8 (100%)

自由意見

- ア ・ 外部からくる方が月1回しかこないので、もっと来る回数を増やしてほしいと思ます。
- イ ・ 知らなかったです。
- 問 12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見

- Oもっと自由な時間がほしい。
 - 〇かみがたを自由にしてほしい。
 - 〇カミソリなどを使用 OK にしてほしい。
 - ○ご飯だけでなく、おかずも減らせるようにしてほしい。
 - ○夜9:30 くらいまで起きていたい。
- ほかの施設に行きたい どなられたりつよくおこられたくない
- シャワーの時間を少し長くしてほしいです。
- Oピンをつかえるようになりたい。
 - ○シャーペンや、かわいいふでばことかが、ほしいなぁ~と思います。
 - 〇おかしが、まいにちで、ポテチがでてほしい。
- 〇自由な時間(本、読むなど)がほしいです。
 - 〇ギュウギュウなスケジュールだと思っているので、少しキツイなぁと思ってしまいます。
- ・ 〇テレビが録画した物が一度限りしか見ることが出来ないのが少し気になる。
 - ○私物の物が出せない物もあるので出せる物を増やしてほしい。
 - ○学習時間を増やしてほしい。

IV 利用者調査様式 (児童自立支援施設・小学校 4 年生以上)

子どもへのアンケート

•	あなたは、	この施設につい	て、どのように ^{がん} じ	ていますか?あ	なたの気持ちI	こ一番
	近いものに	こ、1 つだけ、〇	をしてください。			

かくとい ・ 各問にこ	がはん で意見がある場合、自	してくたらに p o N t h h h h h l 由意見欄にる	ハ。 あなたの考	えを自由に書	。 引いてください。
問1 いる	ま、あなたはこの施設	。 にきてどれ。	ぐらいになり)ますか?	
ア半年	以内 イ 半年から	3 1年以内	ウ 1年か	ら2年以内	エ 2年以上
問2 この	D施設は、くらしやす	く、安心した	て生活できる	ますか?	
ア はい	イ いいえ	ウど	きらともい	えない	
	営見欄 :				
問3 食事	_{じ じかん たの} 事の時間は楽しみです	か?			
ア はい	イ いいえ	ウと	ちらともい	えない	
	意見欄:				
	いん 員から、あなたは大t				
ア はい	イ いいえ	ウと	ろらともい	スない	

自由意見欄:

ップラブ 次のページにつづきます

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか? アはい イいいえ ウ どちらともいえない
首當意見欄:
問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったり しないで接してくれますか?
ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない
首道意見欄:
問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか?
ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない
首道慧見欄:
問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来(学校 や仕事)について話を聞いてくれますか?
ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない
首当意見欄:
問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか?
ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない
首道慧見欄:
ンデ 次のページにつづきます

問1	O ここでの りょうん いばし 自分の居場	くらしでは、あな; 所)は ^き られていき	たのプライバシー(人に知られたくないことや ますか?
ア	? はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない
	首曲慧見欄:		
問1	1 ここでの の大人にも	くらしで「いやだな 話すことができるこ	:あ」「こまったなあ」と思ったときに、 職員以外 ことを知っていますか?
ア	? はい -	イ いいえ	ウ どちらともいえない
	首品意見欄:		
問	12 この施設	。 での生活について、	^{ほか いけん きぼう} 他に意見や希望などを何でも書いてください。
	首品 製魚欄:		

ご協力ありがとうございました

D 資料

子 発 0330 第 8号 社援発0330第42号 平成30年 3月30日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

厚生労働省社会·援護局長 (公印省略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

社会福祉施設等の第三者評価については、「「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(平成30年3月26日付子発0326 第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により実施することとしている。

また、社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生労働省令第63号)により、第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられており、第三者評価指針改正通知のほか、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成27年2月17日付雇児発第0217第6号、社援発第0217第44号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施しているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価 通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前 回の見直しから3年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組 織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービス の質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により平成30年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針改正通知のほか下記の事項に留意の上、 社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、社会的養護に関し、今後示される都道府県推進計画に関する国の見直し方針 等に応じ、第三者評価の留意点等について、あらためて事務連絡等によりお示しする こととする。

また、これに伴い、社会的養護関係施設第三者評価通知は廃止することとする。 おって、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針改正通知及び本通知に基づき、第三者 評価を平成30年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表を しなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければ

ならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織(全社協)

全国推進組織である全社協は、第三者評価指針改正通知(別紙)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針改正通知(別添1)「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に 共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1-1 から別添10-2までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるよう、第三 者評価指針改正通知(別添3)「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び 同通知(別添4)「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目 の判断基準に関するガイドライン」に、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を 行い、改定した。

また、内容評価基準については、児童養護施設(41項目を25項目)、乳児院(22項目から23項目)、児童心理治療施設(42項目を20項目)、児童自立支援施設(41項目を27項目)、母子生活支援施設(28項目を27項目)と項目の整理を行うとともに判断基準等の見直しを行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針改正通知(別添1)「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の 受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定 期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあっては、全国推進組織である全社協が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は 継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の第三者評価機関にあっては、第三者評価指針改正通知(別添2)「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、平成30年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、平成30年度から始まる3か年度毎に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会 的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針改正通知の別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、 当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない 旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者に ついても、第三者評価指針改正通知(別添1)「都道府県推進組織に関するガイド ライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した 者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、 ③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。

継続研修は、4. (3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針改正通知(別添6)「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんが み、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添11-1から別添12-5までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

- (1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。 なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。
- (2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、 第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、施設の情報、理念・基本方針、施 設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設 のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa,b,c の3段階評価、第 三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は別添13 から別添17までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針改正通知(別添5)「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、社会的養護関係施設第三者評価機関、学識経験者及び 社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三 者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

- (1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、 自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三 者評価機関で協議し決定する。
- (2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、 第三者評価基準に基づき行う。

11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業) 及び自立援助ホーム (児童自立 生活援助事業) の第三者評価については、児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省 令第11号) により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養 護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

12. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回30万8千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。